

個人市民税・県民税の 「自宅で申告」について

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順1 検索サイト（Google、Yahoo!、Bingなど）で、
「大津市 自宅で申告」と入力し、検索します。

大津市 自宅で申告

検索

クリック

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順2 検索結果のうち、「個人市民税・県民税 申告書作成・税額試算・電子送信（自宅で申告）について」のページを選択します。

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順3 ページを一読したあと、申告書作成システムへ アクセスします。

個人市民税・県民税 申告書作成・税額試算・電子送信（自宅で申告）について

いいね! シェア ツイート 更新日

1. 利用期間

令和■年度の申告は令和■年2月1日（■曜）から

注：令和■年3月15日（■曜）を越えて電子送信された内容は、6月上旬に発送する「市民税・県民税税額決定通知書」には反映されない場合がありますので、ご了承ください。

順次、「市民税・県民税税額変更通知書」にて内容を反映した通知書をお送りします。

2. 利用方法

(1) 申告書作成・税額試算

「[個人市民税・県民税申告書作成システム](#)」に必要事項を入力し、申告書作成および税額の試算※ができます。※あくまで「試算」で、法定額ではありません。

クリック

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順4 注意事項を読み、「同意する」を押します。



個人市民税・県民税の申告書の作成と税額の試算ができます

ご利用前に以下の内容を確認してください

税額試算について

- 令和 年度分と令和 年度分の税額試算を行うことができます。
- 試算した税額は確定額ではありませんので、あくまでも参考としてご利用ください。
- 試算のために入力されたデータは保存されません。

申告書作成について

- 税額試算後、申告書を作成できるのは以下の様式となります。
 - ・市民税・県民税申告書
- 作成した申告書は印刷して住民税申告時に提出することができます。

ご利用ガイド

ご利用前に[こちら](#)をご確認ください。

以上にご同意いただける方は下の「同意する」をクリックしてください。

同意する

← クリック

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順5 生年月日を入力します。

OSU 大津市

個人市民税・県民税の申告書の作成と税額の試算ができます

主なご利用方法

公的年金または給与所得の源泉徴収票を見ながら入力していただく個人住民税の税額が試算できます。
入力した収入・所得、所得控除の情報を基に住民税申告書を作成し、自宅のプリンターからプリントできます。

利用例

前年度の内容で新年度の試算を行うと、今回の税制改正で、具体的に税額がどう変わるか確認することができます。
住民税申告書や給与所得の源泉徴収票の内容から納税通知書の税額の妥当性を確認いただけます。

PDFファイル閲覧ソフトが Adobe Acrobat Reader DCでない場合、申告書の印字内容がずれる、ドロップダウンのボタンが印刷される等の事象が発生することがあります。以前の Adobe Acrobat Readerをお使いの場合は**最新バージョン** をダウンロード・インストールしてください。

メニュー

計算したい年度・生年月日を入力し、以下のボタンから入力ページへ進んでください。

試算したい年度 令和 年度 (令和 年中収入)

申告される方の生年月日 **必須**

給与収入のみの方	給与所得の源泉徴収票を基に税額試算、住民税申告書作成ができます。
年金収入のみの方	公的年金等の源泉徴収票を基に税額試算、住民税申告書作成ができます。
収入・控除がなかった方	課税される収入がなかった方の住民税申告書作成ができます。
上記以外の方	複数の資料を基に税額試算、住民税申告書作成ができます。

生年月日を入力

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順6 自身の所得に応じたボタンを押します。 (本資料は、年金収入のみの方を例とします。)

個人市民税・県民税の申告書の作成と税額の試算ができます

主なご利用方法
公的年金または給与所得の源泉徴収票を見ながら入力していただく個人住民税の税額が試算できます。
入力した収入・所得、所得控除の情報を基に住民税申告書を作成し、自宅のプリンターからプリントできます。

利用例
前年度の内容で新年度の試算を行うと、今回の税制改正で、具体的に税額がどう変わるか確認することができます。
住民税申告書や給与所得の源泉徴収票の内容から納税通知書の税額の妥当性を確認していただけます。

PDFファイル閲覧ソフトが Adobe Acrobat Reader DC でない場合、申告書の印字内容がずれる、ドロップダウンのボタンが印刷される等の事象が発生することがあります。以前の Adobe Acrobat Reader をお使いの場合は **最新バージョン** をダウンロード・インストールしてください。

メニュー

計算したい年度・生年月日を入力し、以下のボタンから入力ページへ進んでください。

試算したい年度 年度 (令和 年中収入)

申告される方の生年月日 **必須** 年 月 日

給与収入のみの方	給与所得の源泉徴収票を基に税額試算、住民税申告書作成ができます。
年金収入のみの方	公的年金等の源泉徴収票を基に税額試算、住民税申告書作成ができます。
収入・控除がなかった方	課税される収入がなかった方住民税申告書作成ができます。
上記以外の方	複数の資料を基に税額試算、住民税申告書作成ができます。

※なお、収入・控除
がなかった方は、
該当ボタンを押して
手順17へ

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順8 源泉徴収票のとおり、本人障害や扶養者の 人数などを入力します。(記載がない場合、不要です。)

所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		円	円											
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		円	円											
所得税法第203条の3第7号適用分		円	円											
本人		源泉控除対象配偶者の有無			控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非住居者である親族の数	社会保険料の額		
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	内	特別	その他		円	
<input type="checkbox"/>														
源泉控除対象配偶者				控除対象扶養親族				16歳未満親族						
(フリガナ)	氏名	個人番号	(フリガナ)	氏名	個人番号									
支払者		法人番号	所在地	名称	電話番号									

控除対象配偶者

配偶者の合計所得 円

源泉徴収票2枚目以降・所得控除等の入力

税額試算 申告書作成

入力

入力

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順10 源泉徴収票が複数枚ある方や、源泉徴収票に記載のない控除（医療費控除や生命保険料など）を追加する場合は、**源泉徴収票2枚目以降・所得控除等の入力** を押します。

源泉徴収票が1枚のみで、控除の追加がない場合、**税額試算** を押します。 ⇒手順17へ

支払者	法人番号			
	所在地			
	名称	電話番号		

控除対象配偶者

配偶者の合計所得 円

源泉徴収票2枚目以降・所得控除等の入力

税額試算 **申告書作成**

← クリック (2枚目源泉や控除の追加)

← クリック (源泉1枚のみ・控除の追加なし)

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順11 2枚目以降の源泉徴収票の内容を、下記に入力 します。

配偶者の合計所得 円

源泉徴収票2枚目以降・所得控除等の入力

公的年金等の源泉徴収票2枚目

所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	支払金額	<input type="text"/>	円
	源泉徴収税額	<input type="text"/>	円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	支払金額	<input type="text"/>	円
	源泉徴収税額	<input type="text"/>	円
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	支払金額	<input type="text"/>	円
	源泉徴収税額	<input type="text"/>	円
所得税法第203条の3第7号適用分	支払金額	<input type="text"/>	円
	源泉徴収税額	<input type="text"/>	円
社会保険料等の金額		<input type="text"/>	円

公的年金等の源泉徴収票3枚目

税額試算 申告書作成

← 入力

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順12 源泉徴収票に記載のない控除を追加する場合は、画面下部へ、スクロール(移動)します。

社会保険料等の金額		<input type="text"/>	円
公的年金等の源泉徴収票3枚目			
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	支払金額	<input type="text" value="500,000"/>	円
	源泉徴収税額	<input type="text" value="10,000"/>	円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	支払金額	<input type="text"/>	円
	源泉徴収税額	<input type="text"/>	円
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	支払金額	<input type="text"/>	円
	源泉徴収税額	<input type="text"/>	円
所得税法第203条の3第7号適用分	支払金額	<input type="text"/>	円
	源泉徴収税額	<input type="text"/>	円
社会保険料等の金額		<input type="text"/>	円
所得金額から差し引かれる金額			
社会保険料控除		<input type="text" value="0"/>	円
		<input type="button" value="社会保険料控除入力"/>	
<input type="button" value="税額試算"/>		<input type="button" value="申告書作成 凸"/>	

下へ
スクロール

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順13 追加する控除のボタンを押します。

(手順14で医療費控除、手順15で生命保険料控除を紹介します。)

所得金額から差し引かれる金額

社会保険料控除	円	社会保険料控除入力
小規模企業共済等掛金控除	円	小規模共済等控除入力
生命保険料控除	円	生命保険料控除入力
地震保険料控除	円	地震保険料控除入力
寡婦、ひとり親控除	円	寡婦ひとり親控除入力
勤労学生、障害者控除	円	勤労学生・障害者入力
配偶者控除 配偶者特別控除	円	配偶者情報入力
扶養控除	円	扶養情報入力
雑損控除	円	雑損控除入力
医療費控除	円	医療費控除入力

税額試算 申告書作成

追加する控除を
クリック

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順14 支払った医療費、補てんされる金額を入力し、
入力確定 を押します。

※なお、医療費控除の申告には、「医療費控除の明細書(国税庁ホームページからダウンロード可能)」の提出が必要です。

メニュー / 令和4年度 公的年金等の源泉徴収票入力 / 医療費控除入力

医療費控除の詳細入力

申告区分 従来の医療費控除【控除限度額:200万円】
 セルフメディケーション税制による特例【控除限度額:8万8千円】

支払った医療費・医薬品購入費 円

保険金などで補てんされる金額 円

入力

クリック

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順15 保険料支払い額を入力し、**入力確定**を押します。

メニュー / 令和4年度 公的年金等の源泉徴収票入力 / 生命保険料控除入力

生命保険料控除の詳細入力

新生命保険料支払額	<input type="text"/>	円
旧生命保険料支払額	<input type="text"/>	円
新個人年金保険料支払額	<input type="text"/>	円
旧個人年金保険料支払額	<input type="text"/>	円
介護医療保険料支払額	<input type="text"/>	円

該当箇所に金額を入力

クリック

キャンセル **入力確定**

入力内容をクリア

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順16 入力内容を確認し、**税額試算** を押します。

所得金額から差し引かれる金額

社会保険料控除	150,000 円	社会保険料控除入力
小規模企業共済等掛金控除	0 円	小規模共済等控除入力
生命保険料控除	56,000 円	生命保険料控除入力
地震保険料控除	0 円	地震保険料控除入力
寡婦、ひとり親控除	0 円	寡婦ひとり親控除入力
勤労学生、障害者控除	0 円	勤労学生・障害者入力
配偶者控除	0 円	配偶者情報入力
配偶者特別控除	0 円	
扶養控除	0 円	扶養情報入力
雑損控除	0 円	雑損控除入力
医療費控除	80,000 円	医療費控除入力

税額試算

入力箇所
に金額が反映
されている
ことを確認

確認後、クリック

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順17 試算結果を確認し、を押します。

メニュー / 令和■年度 公的年金等の源泉徴収票入力 / 令和■年度 税額試算結果

税額試算結果

算出税額			
税額	市民税	所得割額	39,500円
		均等割額	3,500円
	県民税	所得割額	26,300円
		均等割額	2,300円
年税額			71,600円
充当後年税額			71,600円

※市民税・県民税均等割額は地方税の臨時特例法の施行に伴う個人住民税の均等割の税率の引上げ分としてそれぞれ500円が加算されています。

確認後、クリック

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

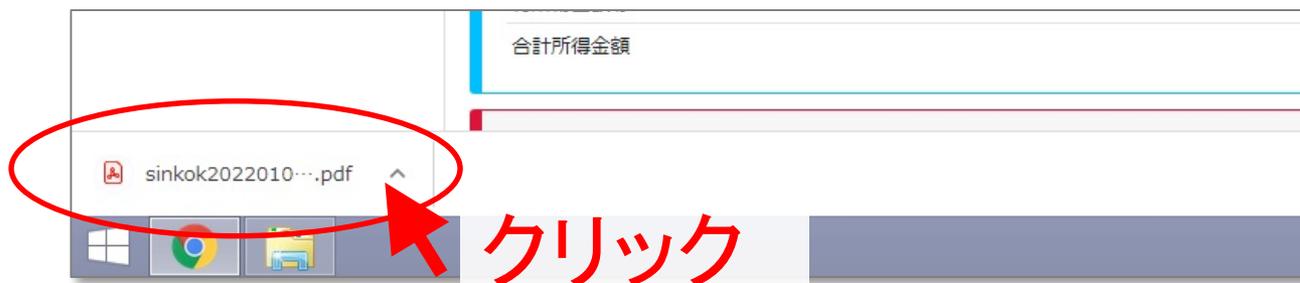
STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

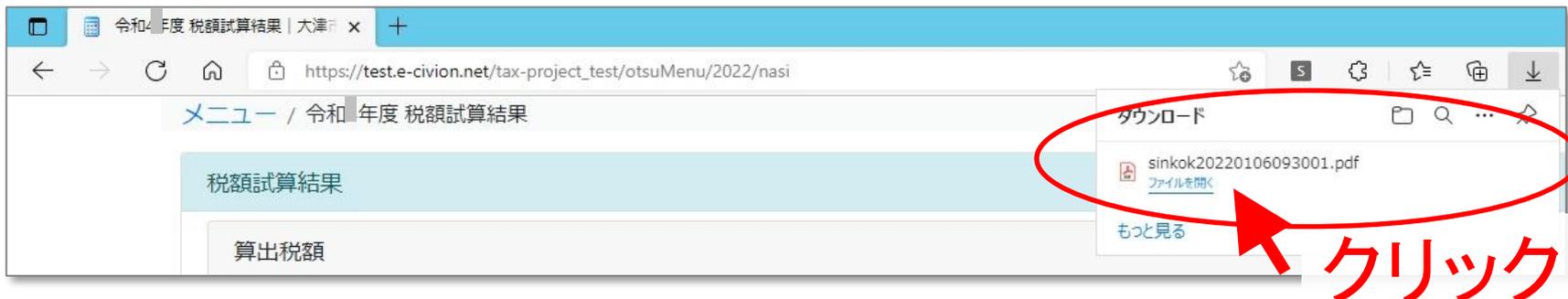
STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順18 作成されたPDFデータを開きます。
(ご使用のブラウザにより、表示が異なります。)

例1) Google Chromeをご使用の場合(画面左下)



例2) Microsoft Edgeをご使用の場合(画面右上)



STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順19 提出日および、自身の氏名・住所・電話番号・
個人番号(マイナンバー)・職業を入力します。

1 / 2 | 100% | [Zoom In] [Zoom Out]

令和 年度 市民税・県民税申告書

(令和 年分)
(宛先) 大津市長
令和 年 月 日提出

入力

住 所	大津市		
フリガナ		電話番号	
氏 名		個人番号	
生年月日	昭和 30年 1月30日	職業	

宛名番号

メモ: 有・無

控対配	有	
	老 配	
	同一生計	
	特 定	
	老 人	

入力

1	収入金額等	2,000,000
2	社会保険の種類	支払った保険料
3	社会保険料控除	100,000
4	生命保険料控除	50,000
5	地震保険料控除	
6	寡婦控除	
7	死別・生死不明・離婚・未帰還	
8	ひとり親控除	
9	勤労学生控除	

右側は記入しないでください

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順21 入力後、PDFデータをパソコンに保存します。
(ご使用のブラウザにより、表示が異なります。)

例1) Google Chromeをご使用の場合



- ①画面右上の「」を押します。
- ②「変更後のバージョン」を押します。
- ③デスクトップなど、任意の場所に保存します。

例2) Microsoft Edgeをご使用の場合



- ①画面右上の「」を押します。
- ②デスクトップなど、任意の場所に保存します。

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順22 検索サイト(Google、Yahoo!、Bingなど)で、
「大津市電子申請サービス」と入力し、検索します。

大津市電子申請サービス

検索

クリック

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順23 検索結果のうち、「電子申請サービス - 大津市」のページを選択します。

The screenshot shows a search engine interface with the search term '大津市電子申請サービス' in the search bar. Below the search bar, there are navigation options: 'すべて' (All), '画像' (Images), 'ニュース' (News), '地図' (Maps), 'ショッピング' (Shopping), and 'もっと見る' (See more). The search results show approximately 805,000 items found in 0.41 seconds. The first result is highlighted with a red box and a red arrow pointing to it, with the text 'クリック' (Click) written in red next to the arrow. The result title is '電子申請サービス - 大津市' and the URL is 'https://www.city.otsu.lg.jp > soshiki > online'. Below the title, there is a brief description of the service: '住民票の写し等交付、所得証明書交付、大型ごみ収集、人間ドック助成金申請、犬の死亡届、食品取扱届出書等のオンライン手続き'. The second result is titled '【大津市電子申請サービス】手続き申込' and the URL is 'https://s-kantan.jp > offer > offerList_initDisplay.action'. Below the title, there is a brief description: '手続き申込・検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。・手続き一覧'. The third result is titled '【大津市電子申請サービス】利用者管理' and the URL is 'https://s-kantan.jp > profile > userLogin.action'.

大津市電子申請サービス

すべて 画像 ニュース 地図 ショッピング もっと見る ツール

約 805,000 件 (0.41 秒)

https://www.city.otsu.lg.jp > soshiki > online

電子申請サービス - 大津市

住民票の写し等交付、所得証明書交付、大型ごみ収集、人間ドック助成金申請、犬の死亡届、食品取扱届出書等のオンライン手続き

https://s-kantan.jp > offer > offerList_initDisplay.action

【大津市電子申請サービス】手続き申込

手続き申込・検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。・手続き一覧

https://s-kantan.jp > profile > userLogin.action

【大津市電子申請サービス】利用者管理

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順24 「大津市電子申請サービス（外部リンク）」 を押します。

電子申請サービス

いいね! シェア ツイート 更新日

「電子申請サービス」について

「電子申請サービス」とは、パソコンや携帯電話からインターネットを通じて届出や申し込み等をしていただけるサービスです。

[大津市電子申請サービス（外部リンク）](#)

[予約サービスへのリンク（マイナンバーカード受取予約や子育て総合支援センター講座申込等）](#)

↑ クリック

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順25 「ログイン」を行います。(はじめての方は「利用者登録」を行った後に、ログインしてください。)

大津市
電子申請サービス

申請・届け出 アンケート 市長への提言箱

ログイン
利用者登録
予約手続き

> 手続き申込 > 申込内容照会 > 職責署名検証

行政手続きをインターネットで行うことができます

手続き申込へ

手続き申込

クリック

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順26 ログインした後、「手続き申込」の「キーワード
検索」に、「市民税」と入力し、検索します。

手続き申込

🔍 手続き選択をする ✉️ メールアドレスの確認 🖋️ 内容を入力する 📄 申し込みをする

検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。

検索キーワード 類義語検索を行う

カテゴリ選択

利用者選択 個人が利用できる手続き 法人が利用できる手続き

絞り込みで検索する

「市民税」と入力

クリック

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順27 検索結果の中から、「市民税・県民税電子送信」を押します。

手続き一覧

現在

並び替え 受付開始日時 降順 ▼ 表示数変更 20件ずつ表示 ▼

1

<p>所得証明書（市県民税課税／非課税証明書）電子申請</p> <p>電子署名必要</p> <p>受付開始日時 [] 受付終了日時 随時</p>	<p>市民税・県民税減免申請</p> <p>受付開始日時 [] 受付終了日時 随時</p>
<p>市民税・県民税電子送信</p> <p>受付開始日時 [] 受付終了日時 随時</p>	<p>身体障害者等に対する軽自動車税（種別 別）の減免事由の消滅に係る申告</p> <p>受付開始日時 [] 受付終了日時 随時</p>
<p>【市税】過誤納に伴う還付金の振込口座</p>	

クリック

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順28 氏名を確認し(ログイン情報が反映されています) 生年月日、宛名番号を入力します。

申請者 必須

申請者の氏名を入力してください。

氏: 名:

申請者 (カナ) 必須

氏 名

生年月日 必須

申請者の生年月日を入力してください。

年 月 日

宛名番号 必須

申請者の「宛名番号」(10桁)を入力してください。
「宛名番号」は「令和2年度市民税・県民税の申告について」の右下部や、毎年6月上旬に発送される「市民税・県民税 税額決定通知書」に記載されています。(お勤め先の給与から特別徴収されている方は毎年5月中旬に市からお勤め先へ発送)

確認

入力

入力

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順29 電話番号を確認し、「添付ファイル」を押します。

電話番号 **必須**

申請者の電話番号を入力してください。

※日中に連絡のとれる電話番号を入力してください。（携帯電話可）

電話番号

0775282722

← **確認**

市民税・県民税申告書PDF

添付ファイル

必須

「個人市民税・県民税申告書作成システム」で作成したPDFファイルを添付書類を添付してください。
<手順>

1. 左の「添付ファイル」ボタンをクリック
2. 開いたウィンドウの「参照」ボタンをクリックしてパソコンに保存している添付ファイルを選択。
3. 「添付する」ボタンをクリック
4. 「入力へ戻る」ボタンをクリック

↓下部に添付ファイル名が表示されているのを確認し、「確認へ進む」をクリックします。

確認へ進む



STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順30 「ファイルを選択」を押します。

手続き名	市民税・県民税電子送信
項目名	市民税・県民税申告書PDF
添付できるファイル数	20

添付ファイル

ファイルを選択してください

選択されていません

クリック

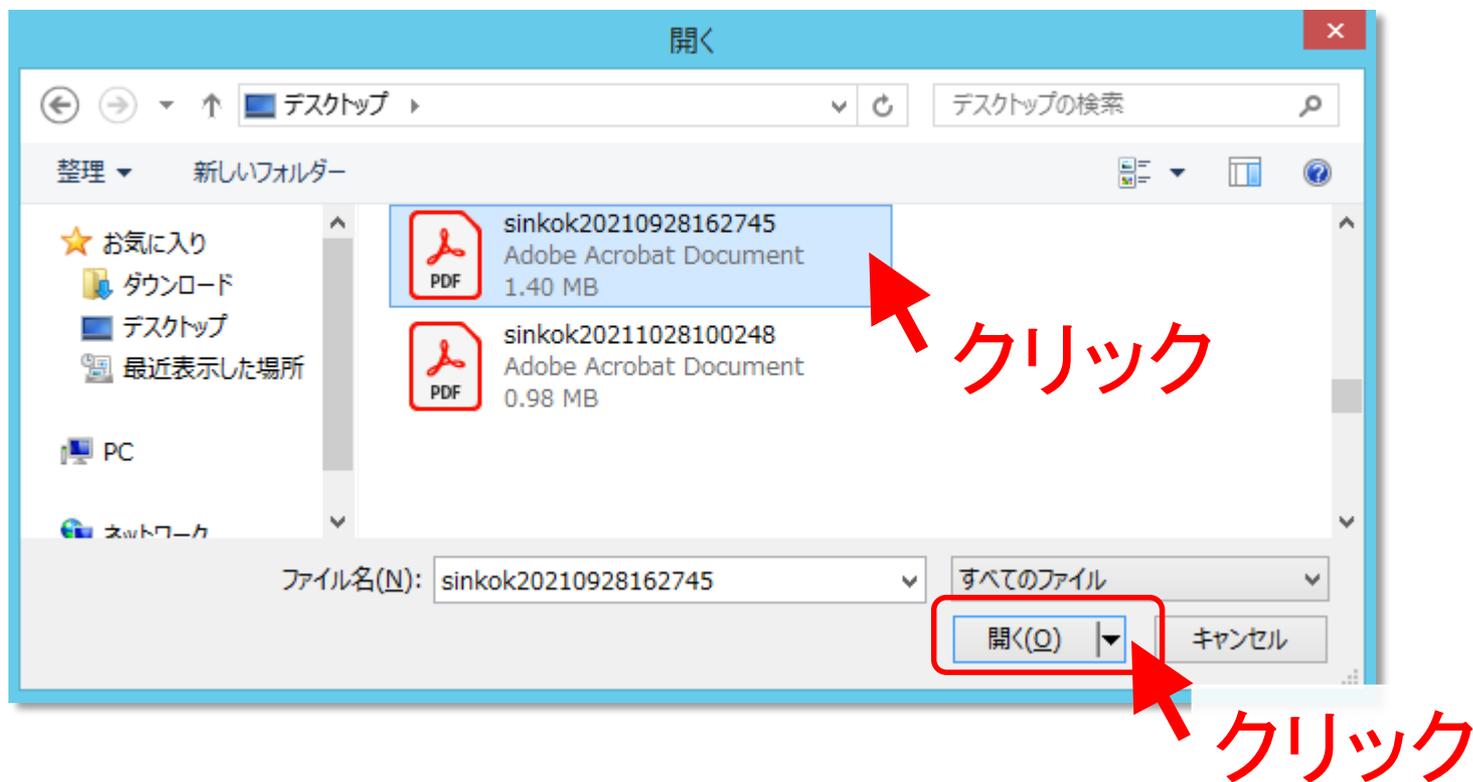
STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順31 先ほど保存した申告書ファイルを選択し、
「開く」を押します。



STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順32 「添付する」を押します。

※申告に係る添付書類(収支内訳書・医療費控除の明細書等)がある場合、同様に添付します。

手続き名	市民税・県民税電子送信
項目名	市民税・県民税申告書PDF
添付できるファイル数	20

添付ファイル

ファイルを選択してください

ファイルを選択 sinkok202...62745.pdf

添付する

クリック

< 入力へ戻る

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順33 添付結果を確認し、「入力へ戻る」を押します。

手続き名	市民税・県民税電子送信
項目名	市民税・県民税申告書PDF
添付できるファイル数	20

添付ファイル

ファイルを選択してください

ファイルを選択 選択されていません

添付する

添付結果

sinkok20210928162745.pdf

削除

↑ 確認

< 入力へ戻る

← クリック

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順34 「確認へ進む」を押します。

電話番号 **必須**

申請者の電話番号を入力してください。

※日中に連絡のとれる電話番号を入力してください。（携帯電話可）

電話番号

市民税・県民税申告書PDF **必須**

「個人市民税・県民税申告書作成システム」で作成したPDFファイル、その他添付書類を添付してください。

<手順>

1. 左の「添付ファイル」ボタンをクリック
2. 開いたウィンドウの「参照」ボタンをクリックしてパソコンに保存している添付ファイルを選択。
3. 「添付する」ボタンをクリック
4. 「入力へ戻る」ボタンをクリック

↓下部に添付ファイル名が表示されているのを確認し、「確認へ進む」をクリックします。

sinkok20210928162745.pdf

確認へ進む >

← クリック

STEP.1
申告書作成システム
にアクセス

STEP.2
申告書作成
PDFデータを保存

STEP.3
PDFデータに
氏名・住所など追記

STEP.4
電子申請サービスで
データ提出

手順35 内容を確認し、「申込む」を押します。

申込確認	
市民税・県民税電子送信	
申請者	市民税 太郎
申請者 (カナ)	シミンゼイ タロウ
生年月日	昭和30年1月30日
宛名番号	0001000000
電話番号	0775282722
市民税・県民税申告書PDF	sinkok20210928162745.pdf

< 入力へ戻る

申込む

クリック

以上で、申告手続きは完了です。